

新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ：大惨事状態の宣言）

●サントメ・プリンシペにおいて、1月8日から1月31日までの間、大惨事状態が宣言されました。

7日、サントメ・プリンシペ政府は、感染力の強いオミクロン株が確認されたことに伴い、1月8日から1月31日までの間、大惨事状態を宣言することを決定しました。

同期間において、以下の対策がとられます。

- 1 新型コロナウイルス陽性者及びその濃厚接触者に対し、感染リスクを抑えるため、自宅隔離を義務づける。
- 2 10歳以上の全ての市民に対し、閉鎖空間、学校構内、公共交通機関及び自家用車内（運転手のみの場合を除く）におけるマスクの適切な着用を義務づける。
- 3 すべての公共・民間施設の出入口において、石けんによる手洗い又はアルコールジェルによる消毒を義務づける。
- 4 すべての公共の場において、最低1.5メートルのソーシャルディスタンスを順守する。
- 5 ミサ及び宗務は、一般的な衛生対策を順守の上、教会・寺院の収容可能人数の50%の範囲内で許可する。巡礼及び行列の禁止は継続する。
- 6 閉鎖空間における会議・会合は、一般的な衛生対策を順守の上、会議室の収容可能人数の50%の範囲内で許可する。
- 7 チームスポーツの練習は、正式なプロの大会に向けてのみ、練習施設の収容可能人数の3分の1の範囲内で許可する。選手、テクニカルチーム、審判、警備、記者及び観客は完全なワクチン接種証明書を提示しなければならない。
- 8 海岸でのピクニック、パーティー、祭り及び歩き売りを禁止する
- 9 クラブ及び「fundoes」の運営を禁止する。
- 10 洗礼式及び結婚式は、収容可能人数の50%範囲内で75名のゲストを上限として

許可する。全ての参加者は完全なワクチン接種証明書又は抗原検査陰性証明書を提示しなければならない。

1 1 音楽祭及び公のパーティーを禁止する。

1 2 老人ホーム、児童・青少年施設及び刑務所への訪問は、完全なワクチン接種証明書又は抗原検査陰性証明書を所持する者のみ許可する。

1 3 サントメ・プリンシペ国際空港への到着に際して、12歳以上の全ての国民及び外国人に対し、到着日の72時間以内に実施したPCR検査陰性証明書の提示を義務づける。海外旅行の場合は、目的国における規制が適用される。

1 4 サントメ島ープリンシペ島間の往来については、完全なワクチン接種証明書を所持していない場合、出発日の48時間前までに実施した迅速抗原検査の陰性証明の提示を義務づける。

学校の授業に関しては、1月17日から開始される12歳～17歳に対してのワクチン接種キャンペーンを考慮し、一般的な衛生対策及びマスク着用義務を遵守の上、継続する。

これらの対策は政令により規定され、違反者に対しては、相応の罰金が科される。違反が繰り返される場合は、法に基づき関係当局の捜査対象となる。

【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp